

川西市の介護保険料(令和7年度)

保険料の賦課期日は、年度の初日(4月1日)です。ただし、年度の途中で65歳になられたり、転入された人は、介護保険資格の取得日が賦課期日になります。
保険料は「基準額」をもとに所得によって分かります。
※令和7年度は、老齢基礎年金(満額)が80万を超えることを踏まえ、保険料の負担が増えないよう収入要件が変更となりました

年間保険料＝(基準額)×(負担率)								(保険料単位:円)	
所得段階	対象となる方			基準額	負担率	年間保険料	月額保険料		
第1段階	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	●生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者 ●前年の課税年金収入金額 ＋年金以外の合計所得金額が 80万9千円以下 の方	年額 70,560円	0.285	20,100	1,675		
第2段階			前年の課税年金収入金額＋年金以外の合計所得金額が 80万9千円 を超え120万円以下の方		0.485	34,212	2,851		
第3段階			前年の課税年金収入金額＋年金以外の合計所得金額が120万円を超える方		0.685	48,324	4,027		
第4段階		世帯に課税者がいる	前年の課税年金収入金額＋年金以外の合計所得金額が 80万9千円以下 の方		0.875	61,740	5,145		
第5段階			前年の課税年金収入金額＋年金以外の合計所得金額が 80万9千円を超える方		1.000	70,560	5,880		
第6段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が135万円未満の方	1.200		84,672	7,056			
第7段階		前年の合計所得金額が135万円以上210万円未満の方	1.300		91,728	7,644			
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上300万円未満の方	1.500		105,840	8,820			
第9段階		前年の合計所得金額が300万円以上410万円未満の方	1.700		119,952	9,996			
第10段階		前年の合計所得金額が410万円以上500万円未満の方	1.800		127,008	10,584			
第11段階		前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	1.900		134,064	11,172			
第12段階		前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	2.000		141,120	11,760			
第13段階		前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	2.100		148,176	12,348			
第14段階		前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	2.300		162,288	13,524			
第15段階		前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.500		176,400	14,700			
第16段階		前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	2.600		183,456	15,288			
第17段階		前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	2.700		190,512	15,876			

市民税非課税	市民税の所得割および均等割とも課税されていないことをいいます。
世帯	住民票の世帯です。
老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれた人に支給される特例的な年金です。 老齢基礎年金や老齢厚生年金などとは異なります。
課税年金収入金額	国民年金法、厚生年金法、公務員などの共済組合法などの規定による年金額をいいます。 ただし、障害年金、遺族年金など非課税年金は含まれません。

・介護保険料の算定における「合計所得金額」とは
地方税法上の合計所得金額(収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。繰越損失がある場合には繰越控除前の金額をいいます。)から土地建物等の譲渡所得がある場合には長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した後の金額です。
また、第1段階から第5段階の方は、令和6年度から令和8年度までの介護保険料算定の特例として、令和3年度から適用される税制改正(給与所得控除・公的年金等控除の見直し)の影響により年金以外の合計所得金額が増額する場合は、税制改正前の計算方法で求めた合計所得金額と同額となるよう以下の控除を行います。

・年金以外の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除(控除後の額が0円を下回場合は、0円となります)

※合計所得金額がマイナスの場合は、「0円」として計算します。